

佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第十一号

佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立有田窯業大学校管理規則（昭和六十年佐賀県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の教務部の分掌事務の第一号中「、一般課程及び研究科」を「及び一般課程」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「、一般課程及び研究科」を「及び一般課程」に改め、同条の表の研究科の項を削る。

第十三条第二項及び第十四条第一項中「、一般課程及び研究科」を「及び一般課程」に改める。

第十五条第三項を削り、同条第四項中「又は研究科」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十六条第一項中「並びに研究科の入学試験」を削る。

第十七条中「、研究科の入学試験を受けようとする者は研究科入学願書（様式第二号）に」を削る。

第十八条及び第二十条中「、一般課程又は研究科」を「又は一般課程」に改める。

第二十三条中「八年」の下に「（同学科に編入学した者にあつては、四年）」を加え、「及び研究科」を削る。

第二十六条第三項を削る。

第二十七条第四項中「、卒業の認定をした研究科の学生に対して、卒業証書（様式第九号の三）を」を削る。

第三十二条第三項を削り、同条第四項中「(前項に該当する者を除く。)」を削り、同項を同条第三項とする。

第三十三条第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第三十四条中「第三十二条第一項、第二項又は第四項」を「第三十二条」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第九号の二を削る。

附 則

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。